

# 一般社団法人日本金融犯罪対策協会 規約

## (目的および事業)

第1条 一般社団法人日本金融犯罪対策協会（以下、「協会」という。）は、金融機関相互、金融機関と政府の情報共有等を推進することを通じ金融犯罪対策を強化することをミッションとし、金融犯罪対策のサービス提供者を中心として、業界を超えた協力体制等を推進することで日本全体としての金融犯罪対策の連携体制の構築に貢献することを活動指針とする。

## (英文名称)

第2条 協会の英文名称は、Japan Anti Money Laundering Association とする。

## (姉妹団体)

第3条 協会は、金融犯罪対策（AML/CFT）研究会を姉妹団体とし、連携して活動する。

## (会員種別)

第4条 協会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 一般会員 協会の目的に賛同して入会した金融犯罪対策会社・金融犯罪対策サービス会社
- (2) 特別会員 協会の目的に賛同して入会した金融犯罪対策会社以外の企業および団体
- (3) 賛助会員 協会の目的に賛同して入会した非営利団体や研究機関、教育機関等

2 協会は、一般会員と特別会員を社員とする。

## (本規約の範囲)

第5条 本規約は、規約第4条に定める会員に適用される。

## (入会)

第6条 入会希望者は、協会所定の方法により申込み、理事会の承認を得たのちに会員となる。

## (有効期間と更新)

第7条 会員資格の有効期間は、初年度は入会日から12月31日とし、翌年度以降は1月1日から12月31日とする。なお、有効期間満了1か月前までに会員又は協会から相手方に対して更新しない旨の通知がない場合には、同一条件で1年間更新され、以後も同様とする。

## (会費)

第8条 年会費は下記の金額とし、会員は、年会費を協会が定める支払期日までに原則振込みにて支払う。下期（7月1日～12月31日）から入会した場合は、初年度の年会費は、下記の金額の半額とする。ただし、

特別の事情がある場合には、理事会の決議により、年会費を徴収しないことができるものとする。なお、支払い済みの会費等については、その理由の如何を問わず、返還しないものとする。

- (1) 一般会員 10万円/年
- (2) 特別会員 10万円/年
- (3) 賛助会員 無償

#### (会員の権利)

第9条 会員は下表に掲げる権利を有する。

会員の権利	一般会員	特別会員	賛助会員
社員総会の議決権	あり	あり	なし
理事の立候補	あり	あり	なし
委員長の立候補	あり	あり	なし
委員会活動の議題提起	あり	あり	あり
委員会活動への参加	あり	あり	あり
イベントへの参加	あり	あり	別段の定めがない限り、あり
事務局等運営への参加	あり	あり	認める場合がある

#### (会員の義務)

第10条 会員は、以下の事項を遵守する。

- (1) 本規約、本協会定款その他本協会との間で合意をした約定を遵守する。
- (2) 本協会からのアンケート、イベント告知等依頼事項について、可能な範囲で対応する。
- (3) 法令等を遵守し、協会及び他の会員の権利、名誉等を不当に害さない。

#### (変更の届出)

第11条 会員は、名称、所在地又は連絡先等、協会への届出事項に変更が生じた場合、変更の連絡を行うものとする。

#### (退会)

第12条 会員は、退会しようとする日の1か月前までに、協会に対し退会の通知をすることによって、退会することができる。

#### (会員資格の喪失)

第13条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 解散した場合
- (2) 当該会員を除く総社員の同意があった場合

- 2 会員が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当すると認めた場合、理事会の判断により、協会は当該会員の資格を喪失、除名させることができる。ただし、社員である会員の除名については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条第2項に定める社員総会の決議によるものとする。
- (1) 会員としての品格を損なう行為があると協会が認めた場合。
  - (2) 本規約その他協会が定める規約又は協会との間で合意をした約定に違反をした場合。
  - (3) 本規約において協会との間の取り決めにより協会に通知をすべき事項について、通知を怠り、又は虚偽の通知をした場合。
  - (4) 協会又は他の会員の事前の同意なく、協会又は他の会員の保有する著作権、商標権その他の知的財産権を使用した場合。
  - (5) 協会、会員又は協会の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる場合。
  - (6) 協会の事業活動を妨害するなど、協会の事業活動に悪影響を及ぼした場合。
  - (7) 法令又は公序良俗に違反した場合。
  - (8) 支払停止又は支払不能の事由を生じた場合。
  - (9) 反社会的勢力又はその関係者であると認められた場合。
  - (10) 解散の決議（法令による解散を含む）をした場合。
  - (11) 協会を通じて知り合った会員同士および一般会員に対して、過剰な営業行為等の迷惑行為があると協会が認めた場合。
  - (12) 協会の目的と協調しがたい事業などに参画したと協会が認めた場合。
  - (13) 会費の支払をせず、督促後なお3か月以上支払いをしない場合。
  - (14) その他、協会が会員として不適格と認める相当の事由が発生した場合又は協会が信用不安と判断する相当の事由が発生した場合。
- 3 会員は、資格を喪失した場合であっても、未払の会費の支払義務を免れない。

（会員情報の取り扱い）

第14条 協会及びその構成員は、会員が協会に対して提供した会員の個人情報について、協会の定める「個人情報保護方針」の定めに従って取り扱うものとする。

（知的財産権等の帰属）

第15条 会員は、協会の活動に関連して、資料、情報等を提供した場合であっても、当該資料又は情報等に掛かる知的財産権等（著作権、特許権等）は当該会員に留保される。協会又は他の会員が当該知的財産権等を利用する場合は、事前に同会員の許諾を必要とする。

（免責及び損害賠償）

第16条 会員は、協会の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採決・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が被害をこうむった場合であっても、協会は一切責任を負わないものとする。また、会員間及び会員と第三者間との紛争に関して、協

会は介入又は関知することはなく、また、当該紛争に関し、一切の責任を負わないものとする。

(管轄及び準拠法)

第17条 本規約に関する準拠法は日本法とし、本規約について訴訟提起の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(協議事項)

第18条 本規約の内容について協議が生じた場合、又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとする。

(改廃)

第19条 本規約の改廃は、理事会にて決定する。